

宇美町インフレスライド条項の運用について

工事請負契約書（以下「契約書」という。）第26条第6項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）について、下記のとおり運用する。

記

1 適用対象工事

次のいずれにも該当する工事とする。なお、発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

- (1) 2(3)に定める残工期が、2(2)に定める基準日から2か月以上あること。
- (2) 工期内に賃金水準の変更があること。

2 請求日、基準日等について

請求日、基準日等の定義は、次のとおりとする。

- (1) 請求日 スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日 請求日とする。ただし、これにより難しい場合は、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者が協議して定める日とする。
- (3) 残工期 基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでとする。なお、当該請求の際は、出来高及び残工事量が分かる資料（数量総括表、写真等）を提出するものとする。

4 スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

5 実施フローについて

インフレスライド条項の運用手順については、【別紙】のフロー図を参照すること。

6 変更額の算定

請負代金額の変更の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：設計額）

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：設計額）

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮しない。

7 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表（工事内訳表）に対応して出来高確認を行うものとする。

- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量については、スライドの対象とする。

- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、次の材料等についても出来形数量として取り扱う。

ア 工場製作品については、工場での確認又は品質検査証明書等で在庫確保が証明できる材料

イ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレー

ン、仮設鋼材等)

ウ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料

- (4) 数量総括表（金抜設計書）で一式明示した仮設工についても、出来形数量の対象とすることができる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出することができる。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は出来形部分に含めないものとする。

8 変更契約の時期

スライド額に係る契約の変更は、精算変更時点（工期末）に行うことも可とする。

9 全体スライド及び単品スライドとの併用

インフレスライド条項と全体スライド条項（契約書第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定をいう。以下同じ。）、インフレスライド条項と単品スライド条項（契約書第 26 条第 5 項の規定をいう。以下同じ。）の併用については、次のとおりとする。

- (1) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、当該変更から 12 月経過後は、全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。
- (2) 全体スライド条項に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用に基づく請負代金額の変更を請求することができる。なお、インフレスライドは賃金水準の変更がなされる都度請求できるため、経過期間の規定はない。
- (3) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。